

千葉県で主に有機野菜を栽培していた農家について、風評被害による営業損害の算定に当たり、原発事故の寄与度を1割とする東京電力の主張を排斥し、寄与度を10割として賠償された事例。

732

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

ア 営業損害（ただし、千葉県〇〇市における農業に係る逸失利益に限る）（平成23年3月11日～平成23年12月31日）

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害として金3,188,257円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、当事者がそれぞれ署名（記名）押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月23日

（仲介委員 村上義弘）